
茅ヶ崎市立小・中学校空調設備運用指針

茅ヶ崎市教育委員会

令和7年4月

目次

1 はじめに	1
(1)本指針について	1
(2)学校施設における環境負荷低減について	1
2 夏季の空調設備(冷房)の使用について	2
(1)空調設備(冷房)の使用期間について	2
(2)空調設備(冷房)の使用時間について	2
(3)空調設備(冷房)の設定温度について	2
(4)扇風機の活用について	3
3 冬季の空調設備(暖房)の使用について	3
(1)空調設備(暖房)の使用期間について	3
(2)空調設備(暖房)の使用時間について	3
(3)空調設備(暖房)の設定温度について	4
(4)加湿について	4
4 その他	4
5 緊急時、故障時の連絡先について	5

1 はじめに

(1) 本指針について

本指針は、平成30・31年度に、全ての市立小・中学校普通教室に空調設備の設置が完了、令和 6 年度に中学校の屋内運動場・特別教室への設置が完了、令和 7 年度に小学校の屋内運動場・特別教室への設置を予定していることを踏まえ、使用に際して地球環境にも十分配慮しつつ、適正かつ有効に使用してもらうため、空調設備の運用について一定の方向性を示すものです。

今後も、各小・中学校において、本指針を基に更なる省エネルギー化に向け、創意工夫を加えた取り組みをお願いします。

(2) 学校施設における環境負荷低減について

空調設備を導入することは、教育活動のなかで快適な学習環境を提供する一方で、室外機からの排熱によるヒートアイランド現象や、エネルギー消費に伴う温室効果ガスの排出といった環境に負荷を与えてしまう側面を持っています。

茅ヶ崎市教育委員会としても、施設面でより良い教育環境を提供するという責務を果たすと同時に、地球環境への負荷を少しでも低減するよう多様な取組を進めています。

更に、環境に対する負荷を一層低減するためには、各学校において、児童・生徒・教職員ひとり一人が環境問題に対する意識をより一層向上させ、一体となって取り組むことが重要です。

本指針を基に、各学校でより一層の創意工夫を加えながら、環境にやさしい空調設備の使用を進めるよう努めてください。

2 夏季の空調設備(冷房)の使用について

(1)空調設備(冷房)の使用期間について

概ね、6月中旬から9月下旬までを基本とします。

なお、児童・生徒の体調ならびに学習環境等を考慮して、使用期間を調整してください。

(2)空調設備(冷房)の使用時間について

空調設備の使用時間については、授業時間内を基本とします。

普通教室で授業を行わず、屋内運動場や特別教室等で行う場合は、普通教室の空調設備を必ず止めてください。

屋内運動場や特別教室等での授業では、使用時に運転・停止を行ってください。

また空調機を使用する際は、冷房効果を高めるために、必ず教室の出入り口の扉を閉め、可能であればカーテンを併用するなど遮熱対策を行ってください。

なお、授業時間外であっても補習や部活動、進路指導や作品の展示作業、懇談会などを行う場合は使用してもよいと考えますが、テストの採点などの事務作業は空調設備を止めて職員室で行ってください。

環境負荷の低減ならびに電気代の節約にご協力願います。

(3)空調設備(冷房)の設定温度について

基本的に空調設備(冷房)の設定温度は26℃～28℃とします。

設定温度の下げ過ぎは、体調を崩してしまう原因となり、エネルギーの無駄使いにもなります。

【参考】

学校環境衛生基準(文部科学省)では、教室内の温度について「18℃以上、28度以下であることが望ましい。」とされています。

※稼働の目安にしてください。

(4)扇風機の活用について

扇風機が設置されている教室については、扇風機を併用してよいです。

扇風機を併用することで、床にたまりがちな冷気と天井付近の熱気を攪拌させ、教室内全体に効率よく循環することができますが、空調設備(冷房)と用途が重複する部分が多いため、今後、扇風機が故障した場合において更新は行いません。学校にて廃棄をお願いします。

3 冬季の空調設備(暖房)の使用について

(1)空調設備(暖房)の使用期間について

概ね、12月上旬から3月上旬までを基本とします。

なお、児童・生徒の体調ならびに学習環境等を考慮して、使用期間を調整してください。

【参考】

学校環境衛生基準(文部科学省)では、教室内の温度は「18℃以上、28度以下であることが望ましい。」とされています。

*稼働の目安にしてください

(2)空調設備(暖房)の使用時間について

空調設備の使用時間については、授業時間内を基本とします。

普通教室で授業を行わず、屋内運動場や特別教室等で行う場合は、普通教室の空調設備を必ず止めてください。

屋内運動場や特別教室等での授業では、使用時に運転・停止を行ってください。

なお、授業時間外であっても、補習や部活動、進路指導や作品の展示作業、懇談会などを行う場合は使用してもよいと考えますが、テストの採点などの事務作業は空調設備を止めて職員室で行ってください。

環境負荷の低減ならびに電気代の節約にご協力願います。

(3)空調設備(暖房)の設定温度について

基本的に空調設備(暖房)の設定温度は 18℃ とします。

設定温度の上げ過ぎは、体調を崩す原因となり、エネルギーの無駄使いにもなります。

(4)加湿について

冬季は教室内が乾燥しやすいので、空調設備の使用時には、湿らせたタオルや、水を入れたバケツを教室の隅に設置するなど加湿を心掛けてください。

4 その他

・換気について

教室内の環境保持のため、時々窓を開けたり、換気扇をつけるなど十分な換気に努めてください。

また、掃除時間中は空調設備を停止し、窓を開けて実施してください。使用したまま掃除されますと、空調設備のフィルターにほこりが詰まり室内機が故障する恐れがあります。

・カーテンでの調節について

空調設備使用中は扉や窓を閉め、状況に応じてカーテンを閉めることで、外気熱を遮断し、効率よく教室内を冷やすことができ、エネルギーの節減につながります。

・湿度が高い場合には、冷房使用後に換気などを行うと結露が発生する場合がありますので注意が必要です。

・屋内運動場に設置の集中リモコンでは、消し忘れ防止のための自動停止機能をスケジュールタイマー機能で設定しています。自動停止した場合は、再度運転をしてください。

自動停止の設定は、12:30 ・ 18:30 ・ 21:00 ・ 21:30 です。

5 緊急時、故障時の連絡先について

・普通教室 空調機（リースエアコン）

設計・施工・保守 ダイト空調工業(株)

本社

〒243-0017

神奈川県厚木市栄町二丁目4番25号

TEL 046-223-5775(代) FAX 046-224-8483

担当者 サービス部 大久保 直 樹 ・ 長 島 隼

営業部 高 橋 孝 典

＊教育施設課には、ダイト空調工業(株)の担当者から連絡が入ります。

・屋内運動場・特別教室 空調機

教育総務部 教育施設課

令和7年4月 改訂